

○岡崎市少年愛護センター条例

昭和39年 7月 1日

条例第50号

改正 昭和45年 3月30日 条例第 6号

〔題名改正〕

昭和49年 3月29日 条例第28号

(岡崎市少年愛護センター条例等の一部を改正する条例第 1条)

昭和60年 3月29日 条例第17号

昭和63年 9月26日 条例第35号

平成20年 3月28日 条例第34号

(岡崎市少年愛護センター条例及び岡崎市青少年センター条例の一部を改正する条例第 1条)

平成25年12月25日 条例第31号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び第31条第 2 項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 の規定に基づき、少年の健全な育成と福祉の向上を図る施設(以下「少年愛護センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市に、少年愛護センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 少年愛護センターの名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
岡崎少年愛護センター	岡崎市上六名三丁目 3 番地 4

(事業)

第 4 条 少年愛護センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年の非行防止、補導及び相談に関すること。
- (3) 少年に関する施策の実施について関係行政機関と連絡すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、少年愛護センターの設置の目的を達成するため教育

委員会が必要と認める事業に関すること。

(利用時間)

第5条 少年愛護センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休業日)

第6条 少年愛護センターの休業日は、次の各号のいずれかに掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(4) 前3号に掲げる日のほか、やむを得ない理由により教育委員会が必要と認める日

(職員)

第7条 少年愛護センターに、所長その他所要の職員を置く。

(運営委員会)

第8条 教育委員会の諮問に応じ、少年愛護センターの業務の運営に関する重要事項について審議するため、岡崎市少年愛護センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、15人以内の委員をもつて組織する。

(委員)

第9条 前条第2項の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 青少年関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日条例第6号)

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 岡崎市青少年問題協議会条例(昭和29年岡崎市条例第24号)は、廃止する。
- 3 岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例(昭和31年岡崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和49年3月29日条例第28号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月29日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に任命される次の表の左欄に掲げる委員は、同表の中欄に掲げる者をもつて充てるものとし、その任期は、同表の右欄に掲げる日とする。

第1条の規定による改正後の岡崎市少年愛護センター条例第4条第2項の委員	第1条の規定による改正前の岡崎市少年愛護センター条例第4条第2項の委員	昭和61年7月3日
第2条の規定による改正後の岡崎市働く婦人会館条例第5条第2項の委員	第2条の規定による改正前の岡崎市働く婦人会館条例第6条第2項の委員	昭和62年1月7日
第3条の規定による改正後の岡崎市青少年センター条例第4条第2項の委員	第3条の規定による改正前の岡崎市青少年センター条例第5条第2項の委員	昭和61年1月31日

- 3 前項の規定により委員となつた者が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則(昭和63年9月26日条例第35号)

この条例は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される次の表の左欄に掲げる委員は、同表の中欄に掲げる者をもって充てるものとし、その任期は、同表の右欄に掲げる日までとする。

第1条の規定による改正後の岡崎市少年愛護センター条例第8条第2項の委員	第1条の規定による改正前の岡崎市少年愛護センター条例第4条第2項の委員	平成20年7月8日
第2条の規定による改正後の岡崎市青少年センター条例第14条第2項の委員	第2条の規定による改正前の岡崎市青少年センター条例第4条第2項の委員	平成20年6月30日

- 3 前項の規定により委員となった者が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則(平成25年12月25日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(岡崎市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 岡崎市青少年問題協議会条例(昭和52年岡崎市条例第28号)は、廃止する。